

(別紙2)

令和4年度の剰余処分計画書

下記の各特別会計における剰余金については、翌年度の各々の会計の手数料収入に繰り入れ、その額の相当額を保険者等から徴収する手数料の額から控除するものとする。(別紙2別添を参照。)

記

1. 診療報酬審査支払特別会計	剰余金	42,312,711円
2. 介護保険事業関係業務特別会計	剰余金	6,604,481円
3. 障害者総合支援法関係業務等特別会計	剰余金	1,268,060円
4. 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計	剰余金	2,412,837円
5. 後期高齢者医療事業関係業務特別会計	剰余金	35,461,662円

上記事項については、令和5年7月24日開催の通常総会において、承認されたことを報告します。

令和5年7月 日

宮城県国民健康保険団体連合会

理事長 熊谷盛廣 ⑩